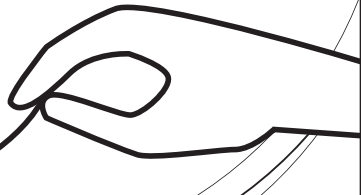


みんながつながる
☆やさしさと思いやり☆

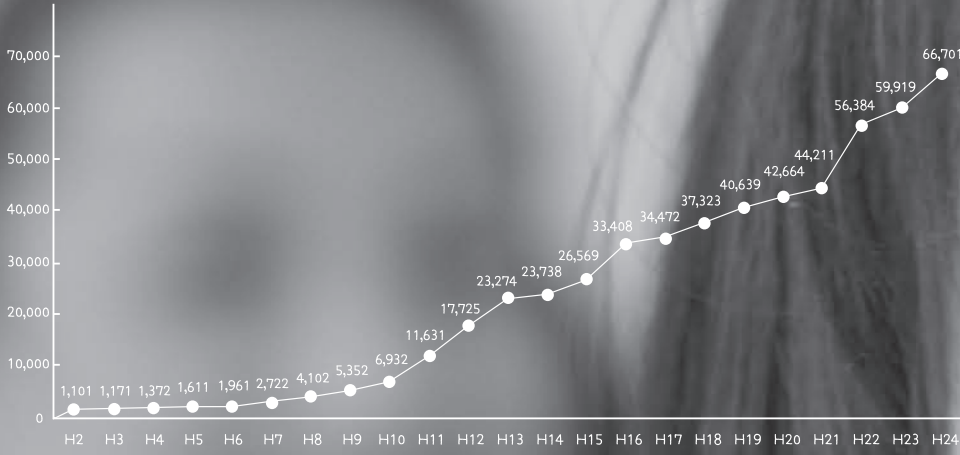


子どもの

笑顔のために。

最近、子どもと一緒に遊んだのはいつですか？
育児に悩んだり、不安になったことはありませんか？
悩んでいるのはあなただけではありません。
ひとりで悩まず、身近な人に相談してみましよう。

◆子ども虐待相談の対応件数の推移



※平成22年度は、東日本大震災の影響により、福島県をのぞいて集計（厚生労働省雇用均等・児童家庭局）

日本の子ども虐待相談対応件数は平成24年度には66,701件のほり、児童虐待防止法施行前（平成11年）の5.7倍と増加しています。「子ども虐待」という言葉をきくと、何か特別な事件に見えるかもしれませんが、皆さんの身近なところでも起こっています。

子育てに疲れたり、うまくいかないときは、ひとりで悩まずに身近な人に相談してみましよう。思いがけず、気持ちが楽になったりするものです。

専門的なアドバイスが欲しいときには、市町村の児童福祉担当窓口や家庭支援総合センター、児童相談所に相談してください。

児童相談所全国共通ダイヤル**0570-064-000**

✓子育てに疲れていませんか？

- 育児雑誌のとおりかなくて悩んだり、不安になったりしたことがある
- 最近、遊び相手やお話の相手をしていないように思う
- 子育てに追われて自分の時間がとれないように思う
- 子どもとどう接していいかわからないときがある
- イライラして子どもを叩きそうになったり、叱って後悔したことがある
- 子どもがあまり自分になついていない、可愛くないように思う
- 身近に子どものことについて相談できる人があまりいないように思う
- 他の子どもと自分の子どもを比較したことがある
- 自分ひとりで子どもをしっかりと育てていかなければならないと思う



みんな大切な
オンリーワン

京都府人権啓発キャラクター
「じんくん」

NPOからのメッセージ

◆NPO法人 チャイルドライン京都◆

- ・先生からいつも注意される。自分が悪いことをしたこともあるが、それ以来、なにかあると、自分は何もしていないのに「お前がやったんだろう」と一番最初に疑われる。
 - ・お友達とのことで悩んでお母さんに言うと、かえって大変なことになったから言えない。
 - ・先生は、私たちの意見を聞いてくれない。勝手に決める。
 - ・親から、いらぬ子、産まなければ良かったと言われた。私なんていなくなってもだれも心配しない。
- これは、チャイルドラインに届いた子どもたちの声のほんの一部です。
子どもの権利条約では、子どもに関わる問題を解決していくために、子どもの「ありのまま」を認めることと、子ども自身の意見表明、参加を得ることを重視しています。
子どもが一人の人間として認められ、一人ひとりの違いや個性が尊重されることが必要です。子どもたちが安心して生活でき、ゆっくりと自分をつくっていくようにするために、子どもの声や思いを受けとめ、子どもの気づきを「待つ」ことのできる、大人の存在、成長・発達を支援する大人が求められています。
問われているのは、私たち大人なのです。

子どもの相談専用電話
0120-99-7777
(月曜～土曜/午後4時～午後9時)



◆NPO法人 きょうとCAP 子どもの人権・暴力防止◆

CAP(子どもへの暴力防止)は、子どもを大人が守ってあげなければ何もできない弱い存在と捉えるのではなく、子ども自身が持つ、力強く生きる力を信じ、その力を引き出すことで、子どもの心の中に理不尽な暴力をはね返す自尊感情を育てます。主に学校教育の中などでワークショップを行います。
「あなたはかけがえのない大切な人」と子どもの人権を尊重し、子ども自身があらゆる暴力に対して、ロールプレイやディスカッションを通して、具体的にどう対処していけるかを一緒に考え練習します。大人に向けてもワークショップを開催し、子どもの権利を守るために大人ができることを支援していきます。
いやなことには、「いや」と言ってもいい、「逃げてもいい」、「誰かに話してもいい」というメッセージとともに、「被害にあったあなたは悪くないよ、一人で悩まないで信頼できる人に相談してね」と話し、「力になるよ、一緒に考えよう」と学校、地域、家庭のコミュニティの中で、子どもたちの権利を守り孤立させないために、子どもの気持ちを聴ける大人が一人でも多くいることが、暴力防止につながるかと信じています。



ワークショップのご相談など
電話 **075-707-8477**
FAX **075-707-8478**
E-mail kyotocap-npo@kca.biglobe.ne.jp

(秘密厳守・無料) 人権擁護委員による人権特設相談を実施

京都府では毎日の生活の中で差別や虐待、いじめ、その他、人権に関わる問題で思い悩むことがある場合に、気軽に相談できる場所として、人権擁護委員による特設相談を開設しています。

地域区分	月 日	開設場所
京都市・乙訓※	5/8 (木) 6/12(木)	京都府庁1号館府民総合案内・相談センター (京都市上京区)
山城	5/15(木)・7/17(木)	京都府木津総合庁舎(木津川市木津上戸)
	6/19(木)	京都府田辺総合庁舎(京田辺市田辺明田)
南丹	6/5 (木)	京都府園部総合庁舎(南丹市園部町小山東町)
	7/3 (木)	京都府亀岡総合庁舎(亀岡市荒塚町)
中丹	5/13(火)・7/1 (火)	京都府福知山総合庁舎(福知山市篠尾新町)
	6/3 (火)	京都府綾部総合庁舎(綾部市川糸町)
丹後	6/5 (木)・7/3 (木)	京都府舞鶴総合庁舎(舞鶴市字浜)
	5/14(水)	京都府峰山総合庁舎(京丹后市峰山町丹波)
	6/11(水)	京都府宮津総合庁舎(宮津市字吉原)

◆いずれの会場も開設時間は午後1時～午後4時です。
※京都市・乙訓会場は予約が必要です。(電話**075-414-4235**)
その他の会場については、予約は不要です。

◆京都市消費生活総合センターでも特設相談を開設しています。
5/22(木)・6/26(木) 午後1時～午後4時(予約が必要)
予約・お問合せ(電話 京都いつでもコール **075-661-3755**)

お問合せ：京都府府民生活部人権啓発推進室
TEL.075-414-4271 FAX.075-414-4268 [ホームページ] <http://www.pref.kyoto.jp/jinken/>

5月1日～7日は憲法週間です。